

第1部 復興ビジョン編

第1章 復興ビジョン編の概要

第1節 復興ビジョン編の目的

事前復興計画復興ビジョン編は、大規模災害が発生したことを想定し、市全体の復興の目標や方針等を示すものであり、災害発生後に法に基づく復興計画の基礎となる計画として策定します。

第2節 復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編は「復興ビジョン」と「実現に向けた取組み」で構成しています。

1 復興ビジョン(第2章)

対象区域、対象災害を踏まえ、復興まちづくりの課題を分析した上で、復興の理念や目標、復興方針、さらに復興の実現に向けた取組み内容を示します。

2 実現に向けた取組み(第3章)

本編の実現に向けた取組みの内容、本編の運用や見直しの方法を示します。

第2章 復興ビジョン

第1節 対象区域

本編の対象区域は、市全体の復興の目標や方針等を事前に検討することから、西予市全域を対象区域とします。

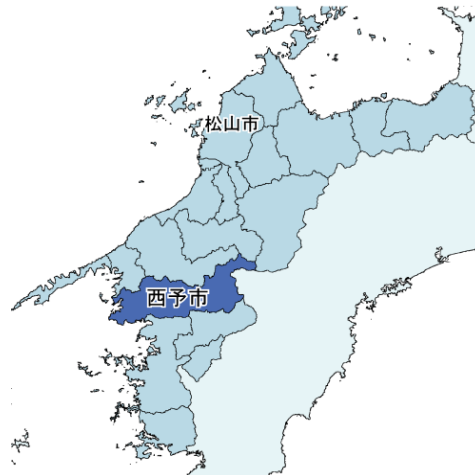


図 1-1 対象区域

第2節 対象災害

本編の対象災害は、本市に甚大な被害が想定されていることから、愛媛県地震被害想定調査結果に基づく南海トラフ巨大地震（最大クラスの地震・津波被害）を対象災害とします。

第3節 西予市の現状等

西予市をとりまく社会経済情勢を踏まえ、復興への備えに関する現状と課題を分析するため、西予市の人口、産業、土地利用、医療・福祉・商業施設、公共交通、空き家について現状等を示します。また、上位計画の考え方を示します。

(1) 人口

令和2年国勢調査によると、本市の人口は令和2（2020）年時点で35,388人であり、これまで一貫して減少が続いています。高齢化率は令和2（2020）年時点で44.1%になっています。

将来人口の見通しについては、まちの将来を見据えるため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」によると、令和22（2040）年に約25,000人と推計されています。

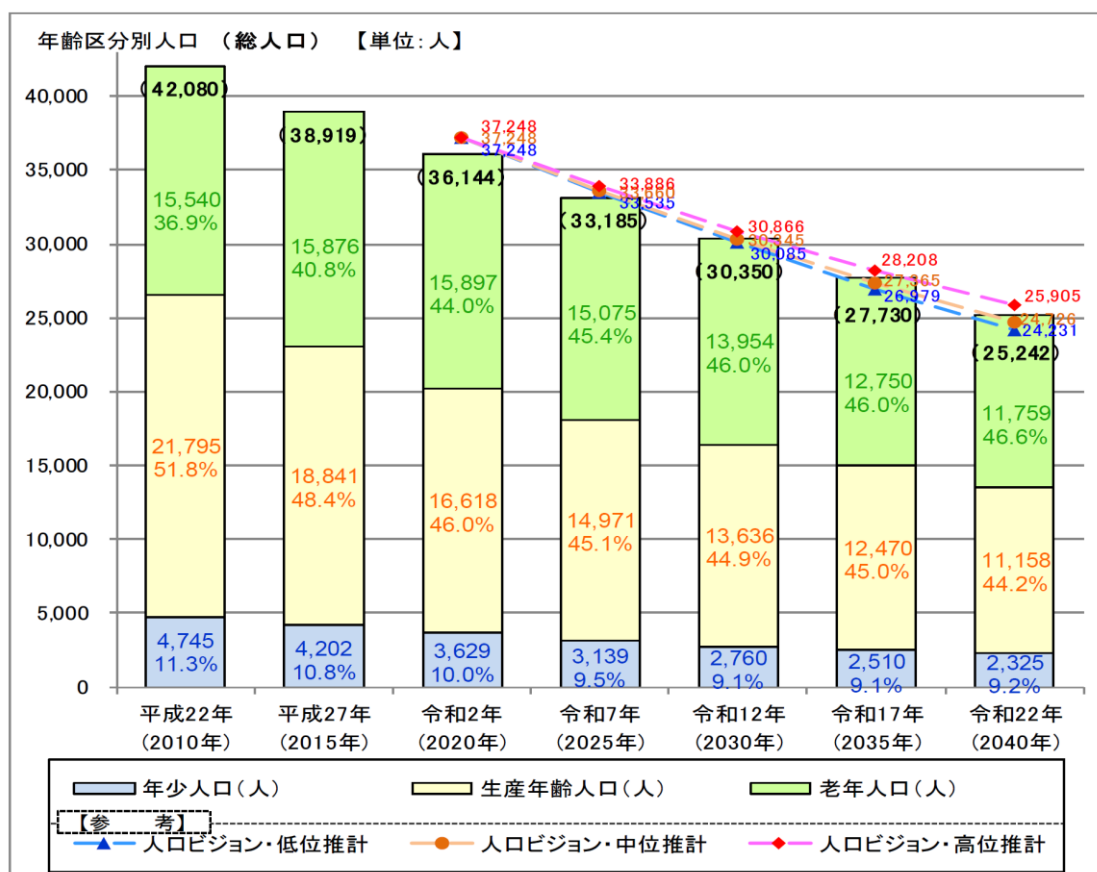


図 1-2 人口推移

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-6

(2) 産業

本市の産業構造を就業者数で見ると、2016年では、第1次産業が3.6%、第2次産業が24.4%、第3次産業が72.0%となっており、第1次産業は県の平均の1.0%を上回り他市町と比較すると第1次産業が占める割合が多くなっています。

2009年 産業別	人	%	2016年 産業別	人	%	2009→ 2016 減少率
第1次産業	684	5.2	第1次産業	432	3.6	△36.8
農業	296	2.2	農業	250	2.1	△15.5
林業	163	1.2	林業	69	0.6	△57.7
漁業	225	1.7	漁業	113	0.9	△49.8
第2次産業	3,378	25.6	第2次産業	2,959	24.4	△12.4
建設業	1,551	11.7	建設業	1,209	10.0	△22.1
製造業	1,827	13.8	製造業	1,750	14.4	△4.2
第3次産業	9,142	69.2	第3次産業	8,727	72.0	△4.5
総 数	13,204	—	総 数	12,118	—	△8.2

図 1-3 産業人口と割合

出典：第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略,R2.4,P3

(3) 土地利用

土地利用について、市域の大部分を「森林」が占めています。「建築用地」は宇和地域、野村地域、三瓶地域の都市計画区域内のほか、周辺の集落にも点在しています。「田」は宇和地域に多く、「その他農地」は明浜地域、野村地域、三瓶地域に多く、城川地域にも一部分布しています。

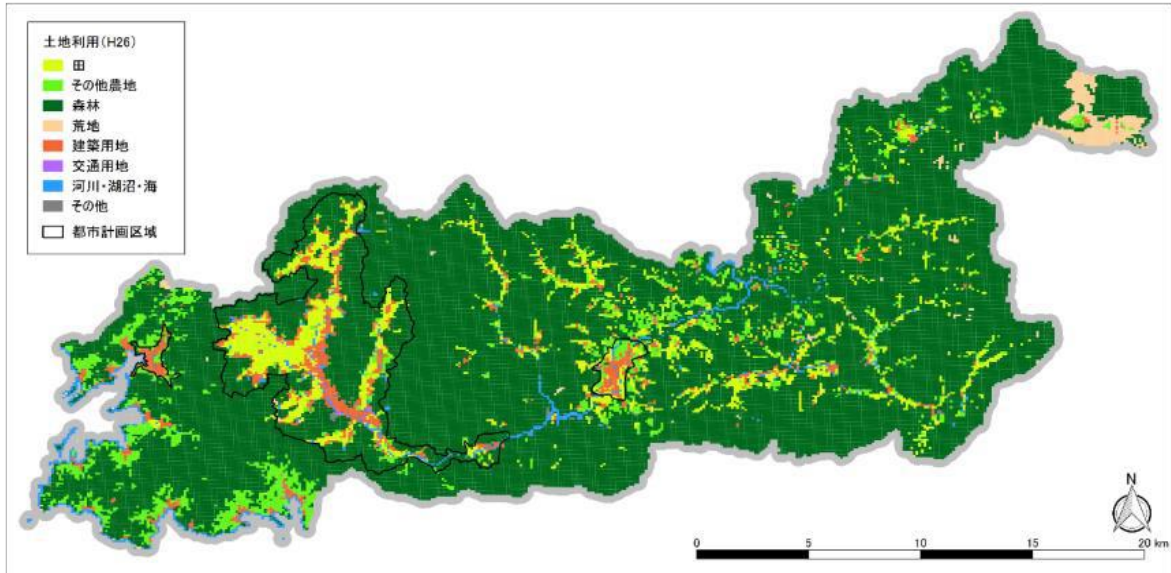


図 1-4 土地利用状況（平成 26 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-13

(4) 医療施設

医療施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶地域・明浜地域の集落を中心に立地しています。

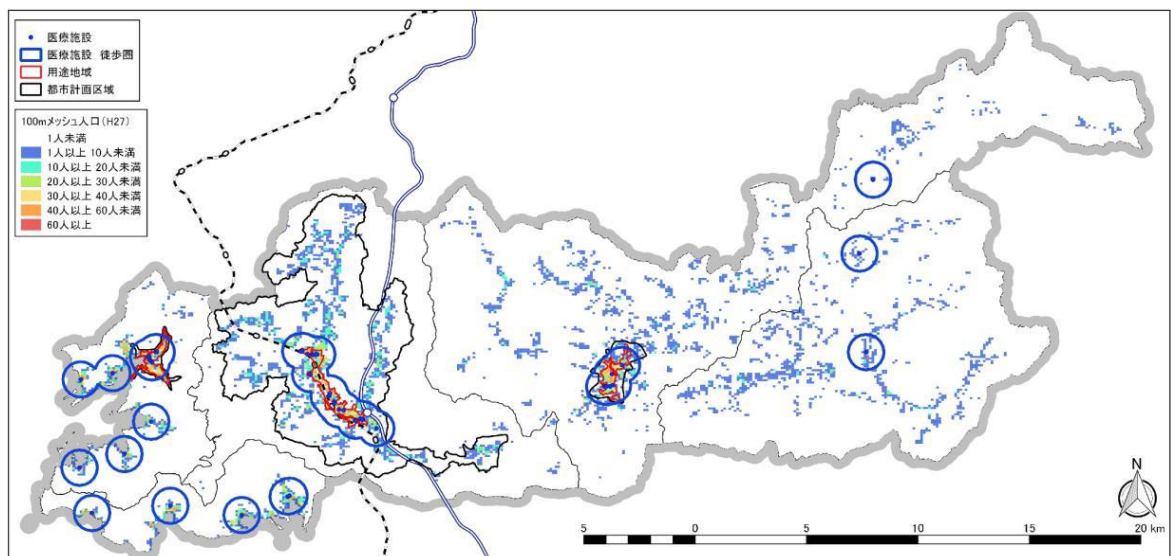


図 1-5 医療施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-14

(5) 福祉施設

福祉施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地しています。

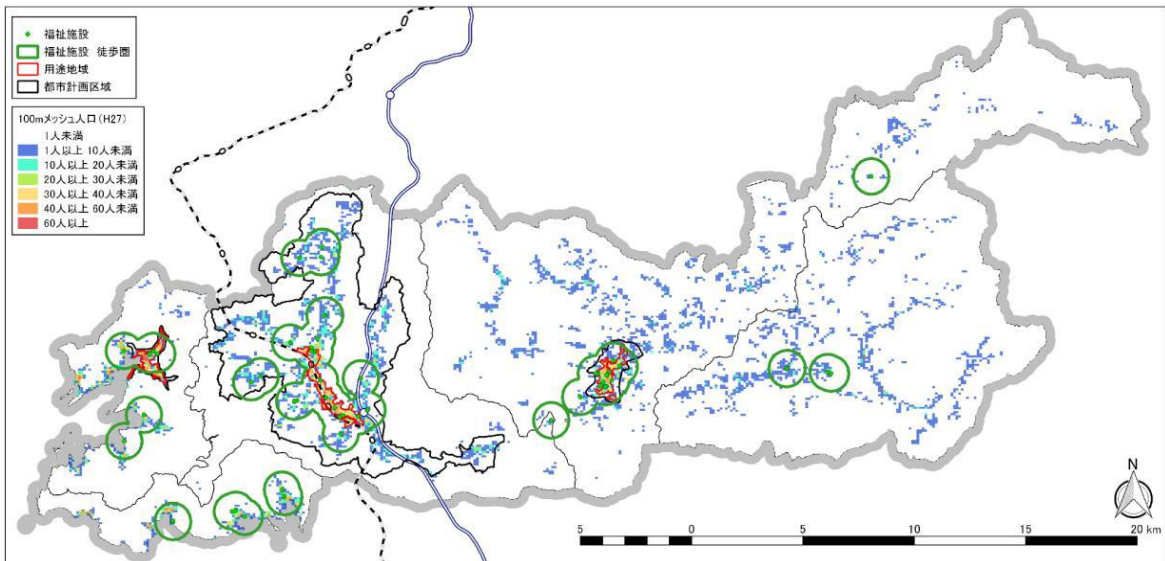


図 1-6 福祉施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-15

(6) 商業施設

商業施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地しています。

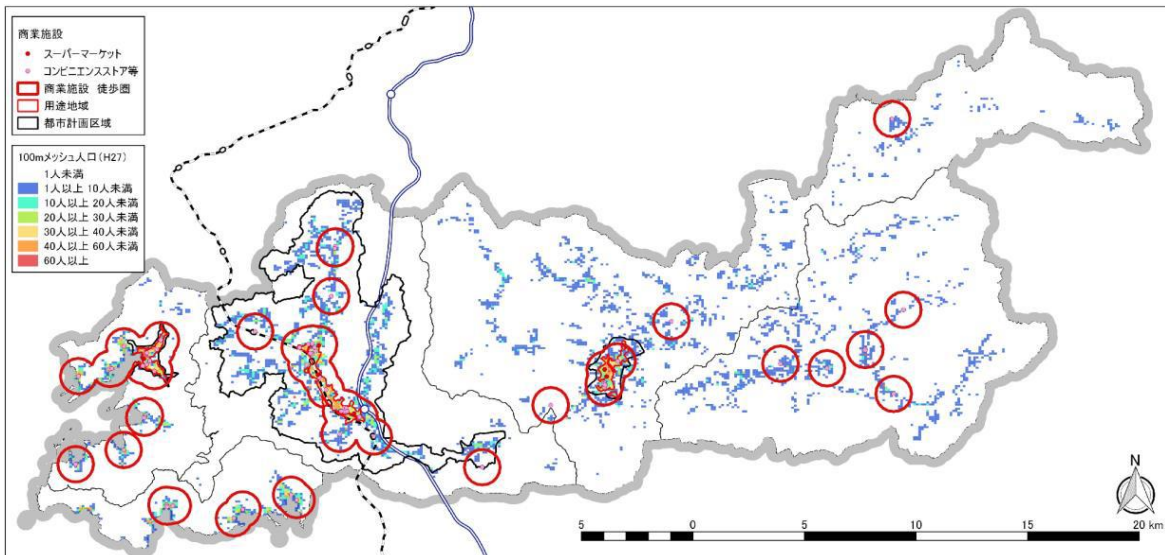


図 1-7 商業施設徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-16

(7) 公共交通

公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径 800m・バス停から半径 500m・デマンド乗合タクシー運行区域）は、人口が分布する各集落を概ねカバーしています。

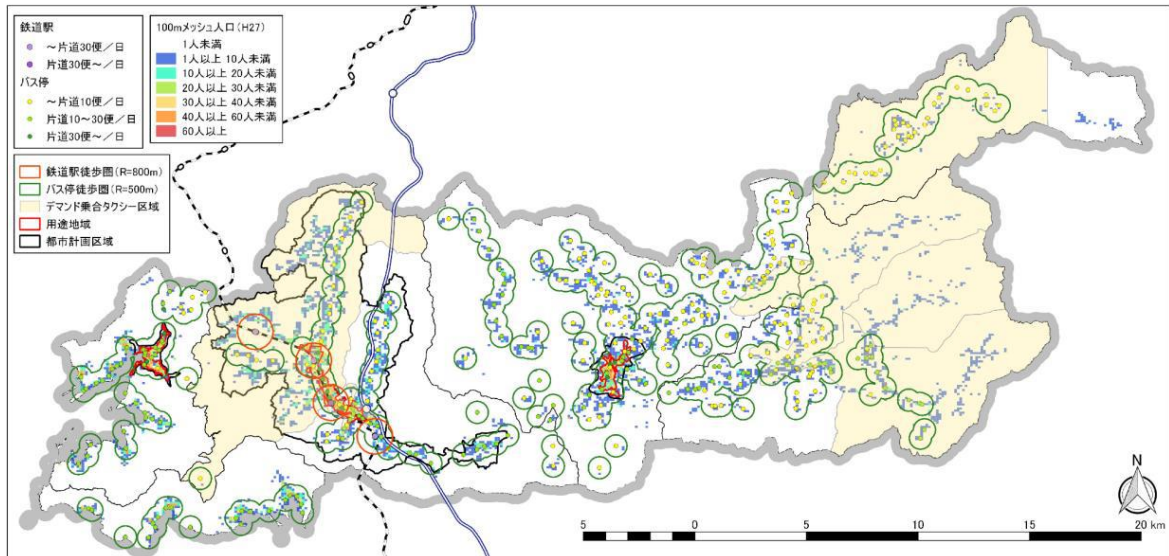


図 1-8 公共交通徒歩圏人口（平成 27 年）

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-17

(8) 空き家

総務省の「住宅・土地統計調査」(平成30年)による「住宅総数」に占める「空き家(その他の住宅)」の割合から「空き家率」を算出し、全国平均・愛媛県平均と比較すると、本市の空き家率は22.5%となっており、全国平均の13.6%、愛媛県平均の18.2%と比較すると比較的高い状況です。

また、西予市の「空き家調査」による「空き家」と「住宅」数から、「住宅数に対する空き家の割合」をみると、市全域では9.5%であり、特に城川地域が34.5%と高い状況です。

表 1-1 空き家の状況(全国・愛媛県との比較)

	住宅総数	空き家	空き家率
全国	62,407,400	8,488,600	13.6%
愛媛県	714,300	129,800	18.2%
西予市	20,580	4,640	22.5%

出典：総務省「住宅・土地統計調査」平成30年

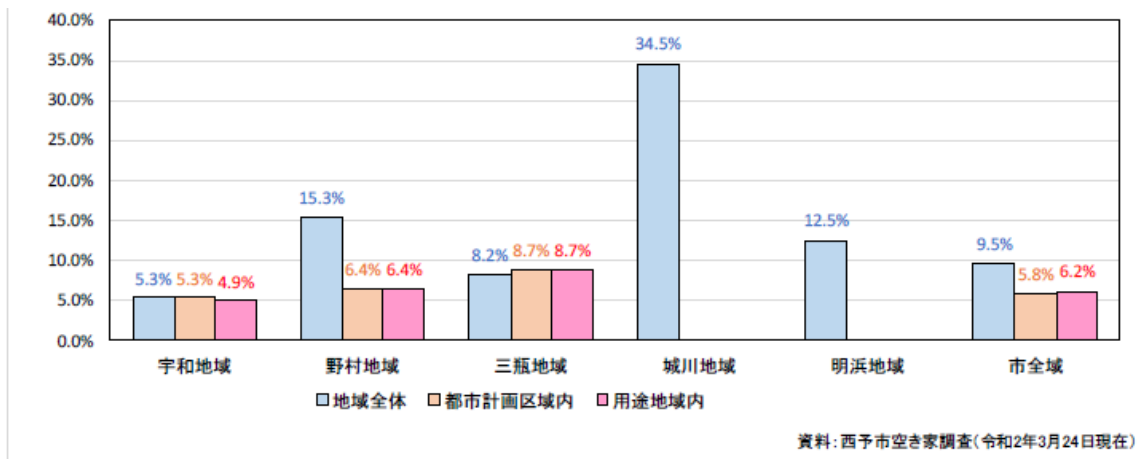


図 1-9 各地域における住宅数に対する空き家の割合

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-20

(9) 第2次西予市総合計画の概要

「第2次西予市総合計画」とは、本市の最上位計画としての位置づけの下、今後のまちづくりの方向性を示すもので、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。(平成28年4月策定、令和2年4月改訂)

総合計画の「基本理念」と「西予市綱領八策」を以下に示します。

1) 総合計画の基本理念

ア 常に危機感	市が直面する課題を常に認識し、危機感を持って取組み、市民が安心して生涯暮らせるまちづくりを実現する。
イ 常にチャレンジ	将来、安心して暮らせる西予市を実現するために、大胆な政策を中長期的観点から実施し、更なる進化・成長を目指す。
ウ 常に一歩先行く	ルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を行い、他自治体の先駆者として、効果的な政策を実施することを目指す。
エ 常に市民と共に手を取りあって	市民サービスに重点を置いた政策を実施するため、行政、地域、企業等における「地域内外との連携」を推進し、役割分担とネットワークを構築して、地域の課題解決に協働して取り組む。

出典：第2次西予市総合計画,R2.4,p21

2) 西予市綱領八策

ア 地域のたからを活用し、	四国西予ジオパーク等の魅力を認識しつつ、地域に対する郷土愛の醸成を推進し、地域資源を最大限活用して、教育活動、観光振興、産業振興等を行い、地域活性化を図る。
イ 市全体で	市民、行政、大学、企業、金融等が「地域内外との連携」を行い、それぞれが特性を活かして、効果を最大限に生み出せる環境を醸成する。
ウ スピード感を持って	人口減少問題等といった社会情勢の変化から発生するあらゆる市の行政課題の解決について、スピード感を持って対応し、西予市の将来を見据えた新たなまちづくりに取組む。
エ 新しいことにチャレンジすることによって、	自ら考え、地域の特性を踏まえた、様々な手法を検討し、他自治体では行っていない新たな取組みを行い、枠組みに捉われず、チャレンジし、市政の推進を図る。
オ 成長し、	老若男女の多様な人財が活躍し、都市との共生や成長可能性分野への選択と集中によって、効果的な成長を実現する。
カ しごとを生み、	育てしごとがひとを呼び、ひとがしごとを育てる。第1次産業の強化とそれを後押しする2次・3次産業の育成により、相乗効果を生み出し、地域活性化を図る。
キ ひとを呼び込み	本市は南予地域の中での「位置的好条件」、豊かな自然が織りなすジオパーク等の特徴と情報社会をうまく利用した「しごとの創出」、教育文化が根付いている強みを活かした「人財育成」、これらをうまく融合させることにより、ひとの呼び込みを図る。
ク 生涯暮らせるまちづくりを実現する。	安心して子どもを生み、育て、地域愛を育み、ふるさとで豊かに暮らせる体制を確立するため、アからキまでの七策を行い、また連携させ、生涯暮らせるまちづくりを実現する。

出典：第2次西予市総合計画,R2.4,p23

(10) 西予市都市計画マスタープランの概要

「西予市都市計画マスタープラン」は、市の都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示すもので、「はじめに」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の4つで構成されます。

「全体構想」では、市域全体のまちづくりの方向性を示しており、「地域別構想」では、市域を旧5町の地域に分けて、地域別にまちづくりの方向性を示しています。（平成31年3月策定、令和2年9月改訂）

1) 都市計画・まちづくりに関する考え方

(1) 強くて競争力のある経済を築く	都市は、市民の経済活動の基盤となります。健全で持続的な都市経営のもとで仕事を生み、育て、市民の経済活動を活性化していけるように、強くて競争力のある経済を築きます。
(2) 中心市街地の活力を確保する	まちの活性化や賑わいの創出と、行政コスト・都市経営コストの抑制に向けて、人が集まるところをまちの中心とした集約型都市構造を実現するため、市全体を支える中心市街地の活力を確保します。
(3) 農村地域の繁栄を促進する	本市は、多様な地形のもとで川沿いや海辺に農村地域が生まれ、平坦な土地では市街地が形成されてきました。これからも、本市を支える農村地域の繁栄を促進します。
(4) 持続可能な交通を促進する	地域と地域をつなぎ、市民の日常生活や日常の移動を支える、持続的な公共交通を促進します。
(5) 質の高い情報通信基盤を支持する	高度情報社会の中で地域が活力を持ち、発展していくためには、情報の的確な収集・分析、地域の情報発信・PRが必要であり、質の高い情報通信基盤を支持します。
(6) 質の高い住宅の幅広い選択を提供する	生涯暮らせるまちづくりの実現に向けて、一人ひとりが暮らしたい場所に暮らすことができるよう、質の高い住宅の幅広い選択を提供します。
(7) グッド・デザインを要求する	誰もが住みたいと思えるまちづくりに向けては、民間企業とも連携した人が集まるまちデザインが重要であり、そのためのグッド・デザインを追求します。
(8) 健全なコミュニティを促進する	人口減少の中、本市の財政事情は非常に厳しい状況であり、地域の暮らしの質を高めるためには、地域が自立した取組が必要です。地域コミュニティの維持・活性化を図り、健全なコミュニティを促進します。

(9) ジオパークを推進する	本市は旧5町の合併により誕生しましたが、旧町が個別に発展してきたこともあって、合併の効果が十分発揮されていません。そのような中、市を統一する「四国西予ジオパーク」の価値を再認識し、産業振興や様々な学習につなげるよう、ジオパークを推進します。
(10) 自然災害の課題に対処する	自然に囲まれた本市は、土砂災害や津波災害、洪水等の水害など、様々な自然災害のリスクが懸念されます。本市が誇る豊かな自然や多様性の中で、安心した暮らしを確保するため、災害リスクとの共生を目指し、自然災害の課題に対処します。
(11) 自然環境を保全・活用する	本市の最大の魅力である豊かな自然や多様な地形を守り、後世に継承し、本市が将来にわたって発展し続けることができるよう、自然環境を保全・活用します。
(12) 歴史的環境を保全・活用する	本市は南予の中心として活躍した歴史を脈々と受け継いでおり、卯之町地区など歴史的資源が地域の環境や質を高めている場所が多く見られます。このような歴史的環境を保全・活用します。

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p1-2

2) まちの将来像

<p>豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予のくらし～</p>
<p>本市はこれまで、旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町の5つの町が多様性を持ち、それぞれ個性的に発展し、豊かな風土を育んできました。これからは、それぞれの地域がそれぞれの強みを活かしながら、手を取り合って、1つの西予市として、新たなまちづくりを拓いていかなければなりません。そのためにも、これまで育んできた豊かな風土を今も、未来も、どの時代にも“いつもずっと”、その時代に合せて柔軟に変化していきながら、西予ならではの“豊かさ”を守り続けて、継承していきます。人口減少時代における“豊かさ”とは、モノやオカネが“たくさん”ある必要はありません。それでも、西予の豊かな風土を活かし、きちんと“良いもの”、“上質なもの”が少しずつあれば、西予らしい“ちょうどいい”くらしを実現することができます。いつもずっと、ちょうどいい、西予のくらしを実現していくため、市民とともに協働して、このまちの豊かな風土を守り、育んでいきます。</p>

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p2-2

3) まちづくりの目標

<p>目標 1 あしもの価値をつむぐ（自然・文化のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 本市は、四国山地の隆起によって海拔 0 m から標高 1,400 m 地帯までの多様な地形を有し、海・里・山の豊かな自然と美しい景観の中で、各地域がそれぞれの歩みを遂げてきました。また、地域の人々が育んできた地域独自の文化・風習や多様な暮らしが地域の個性を生み出し、『西予ならではの多様性』を形成しています。● しかし、このような地域の魅力や資源を十分活用できていない状況です。本市ならではの自然や文化、多様性など、自分たちの“あしもの”にある大きな価値を知り、地域の“たから”と捉えて、まちづくりに活用し、地域の活性化を目指します。● また、このような自然や地形、景観を適切に保全するとともに、地域が育んできた文化・風習を未来へ継承していきます。● 多様な地域と地域が協働し、全市が一体感を持ってまちづくりに取り組むため、地域の気持ちを醸成します。
<p>目標 2 暮らしの質を高める（安全・安心のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 本市では、都市計画用途地域を中心に公園、下水道といった都市基盤の整備が進んでいますが、市全体で見ると、整備が進んでいない地域もみられます。今後は、拠点周辺を中心に必要な基盤整備を進め、質が高く市民が安心して暮らすことができる住環境の形成を目指します。● 本市では土砂災害や地震・津波災害等が懸念されることから、避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。● 人口減少の進行に伴い、近年、空き家・空き地の増加が懸念されています。空き家・空き地の増加は、地域の活力低下を招くとともに、防災・防犯上の問題にもつながります。このため、空き家・空き地の有効活用や危険な空き家の除却に取り組むとともに、空き家・空き地の発生抑制を図ります。

<p>目標 3 あるけるコミュニティを形成する（拠点が連携するまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域が指定される宇和・野村・三瓶地域の中心部では、一定の都市機能が集積し、既にコンパクトな市街地が形成されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、集約型都市構造の形成を図り、中心拠点・地域拠点の形成とまちなかの魅力創出、まちのコンパクト化を目指します。 ● 用途地域外の小さな拠点については、地域住民とともに、必要な生活機能の確保・維持を図ります。 ● 市全体のネットワークの強化により拠点へのアクセス向上を図り、都市全体での生活利便性を確保することにより、拠点が連携し、遠くてもネットワークでつながる“あるけるコミュニティ”の構築を目指します。 ● “選択と集中”の観点から、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、市全体での健全な都市経営を目指します。
<p>目標 4 市民のチャレンジをうながす（市民が主役のまちづくり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が将来にわたってその市政を維持し、市民が安心して生涯暮らし続けることができるまちづくりを実現するために、常に危機感を持って新しいチャレンジを繰り返しながら、さらなる進化・成長を目指します。 ● 既存のルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を実行していきます。 ● 市民、団体・事業者、行政等における「地域内外の連携」を推進し、それぞれの役割分担とネットワークの構築により、地域の課題解決を図ります。 ● まちづくりの主役は行政ではなく市民であり、市民の“やる気”を引き出しながら、“やりたい人”を支え、市民が主役となる持続可能なまちづくりの実現を目指します。

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9,p2-8,2-9

第4節 被害想定

(1) 地震

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、宇和地域で最大震度 7、三瓶地域及び明浜地域の沿岸部や城川地域、野村地域の広い範囲で最大震度 6 強が想定されています。

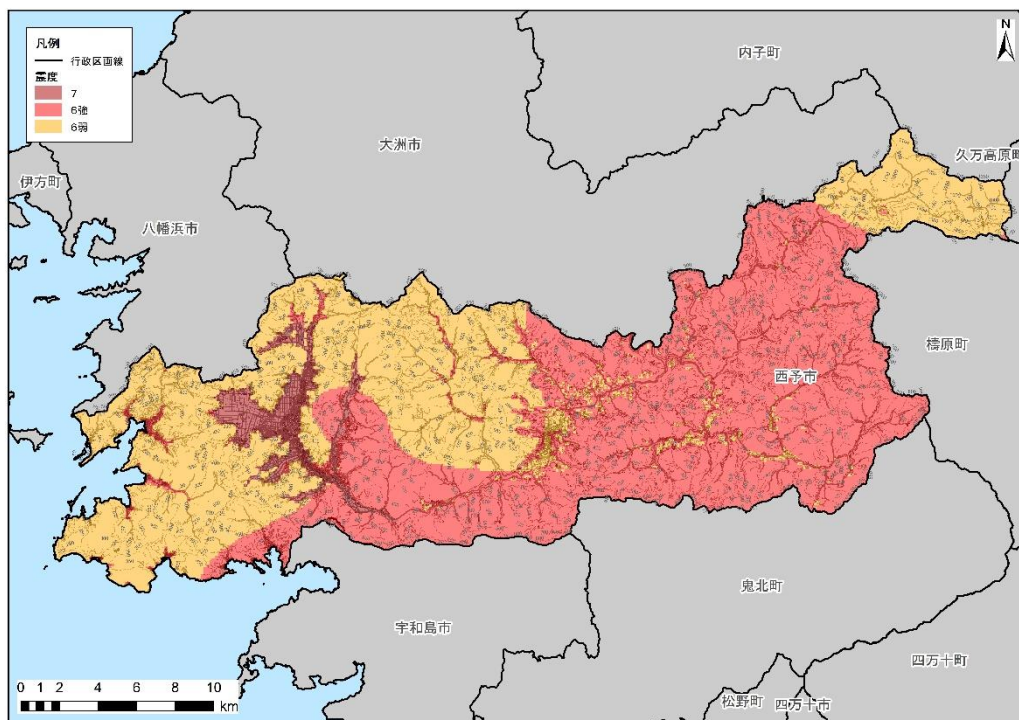


図 1-10 南海トラフ巨大地震の震度分布 (5 ケースの重ね合わせ)

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(2) 液状化

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、三瓶地域、明浜地域の沿岸部において、液状化危険度が極めて高くなっています。一方で、宇和地区、野村地区、城川地区は、液状化危険度が比較的低くなっています。

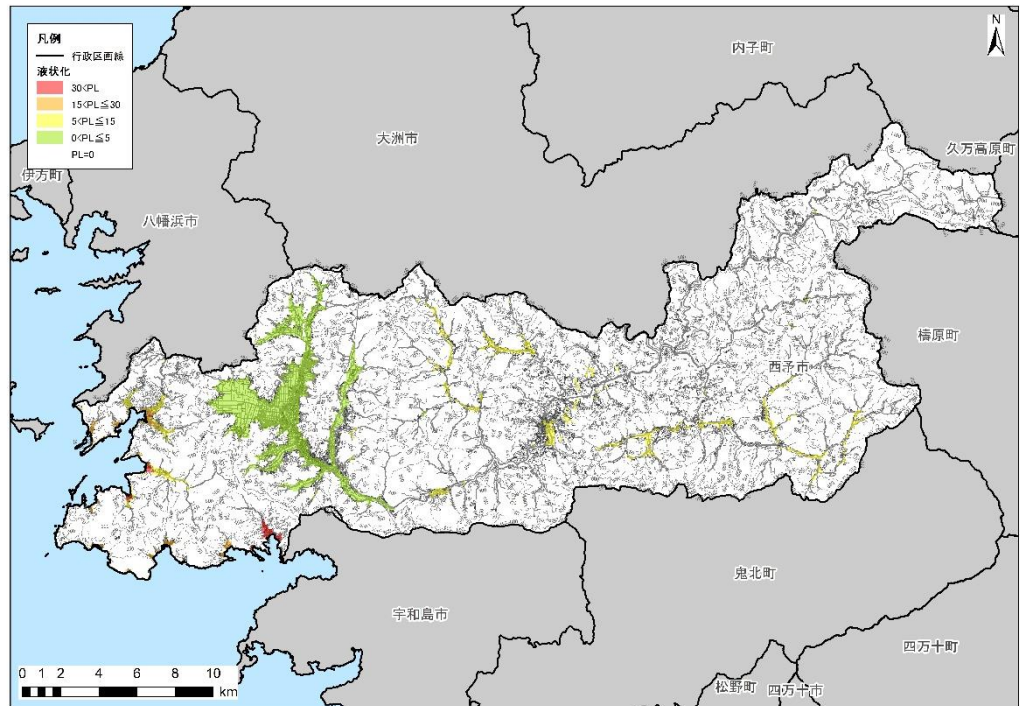


図 1-11 南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(3) 津波浸水想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波により西予市内で 358ha の浸水が想定され、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されています。

また、明浜地域、三瓶地域の沿岸部の市街地・集落は、津波災害警戒区域に指定されています。

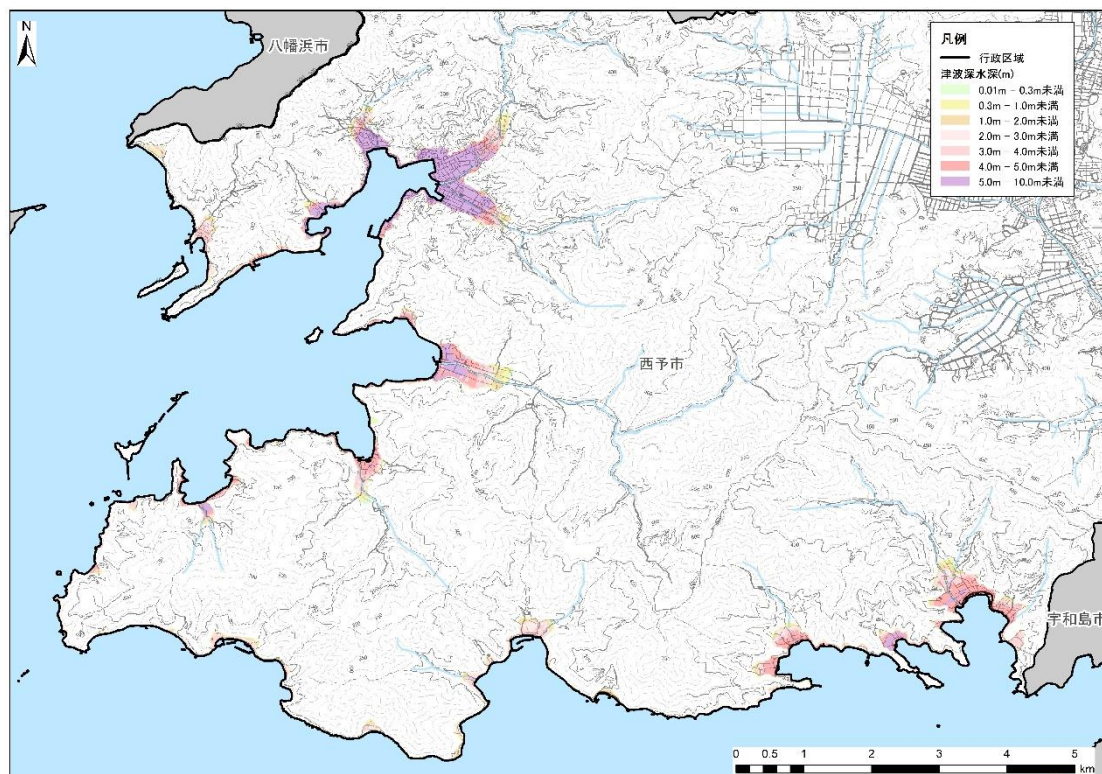


図 1-12 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12

<参考>

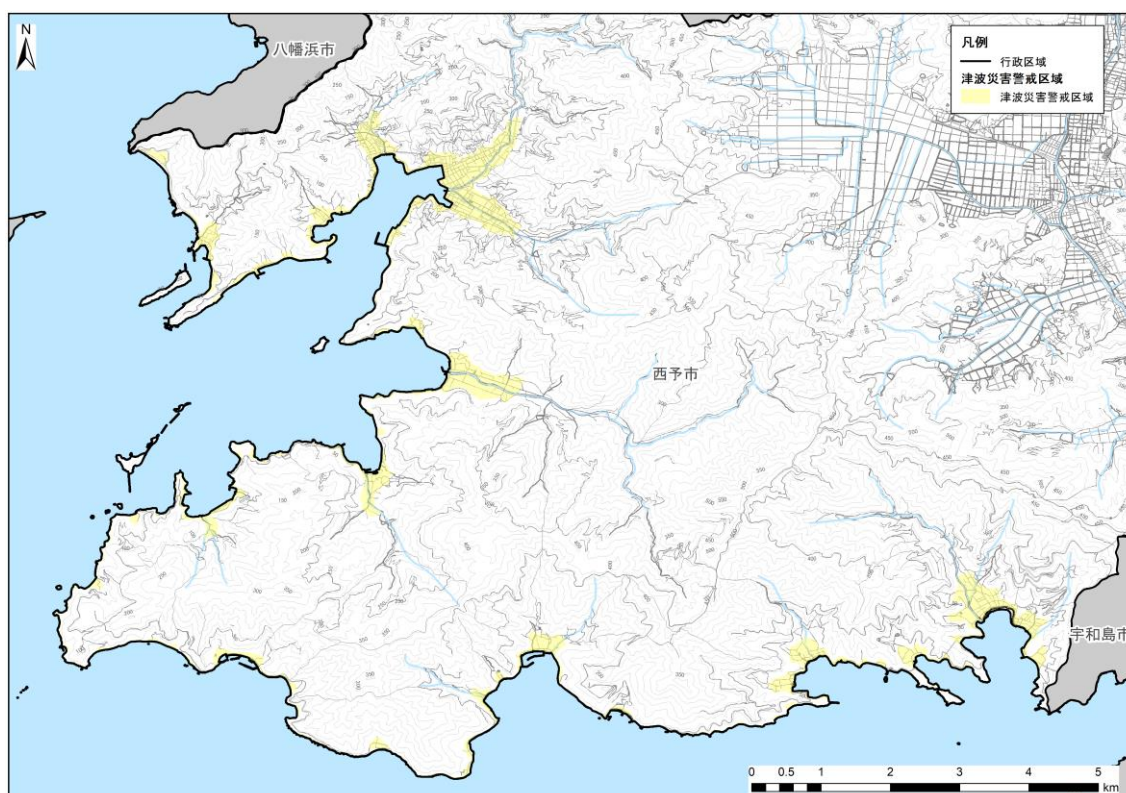
津波災害警戒区域

愛媛県は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」を津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定しました。

- ・ 西予市 愛媛県報第127号(令和2年7月31日) 愛媛県告示第867号

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」として県知事が指定する区域です。

指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、周知します。また、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めます。



津波災害警戒区域

(4) 土砂災害警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域は、西予市の広い範囲で指定されています。特に、沿岸部では市街地や集落を囲むように、土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。

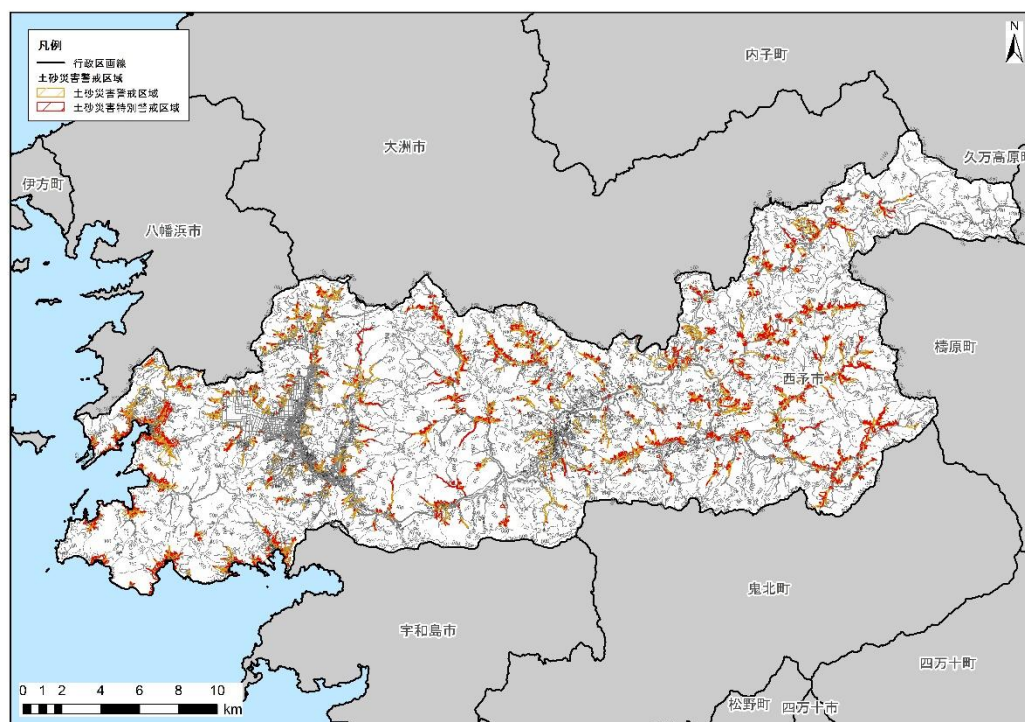


図 1-13 土砂災害（特別）警戒区域の分布

出典：えひめ土砂災害情報マップ,R4.10 より作製

(5) 被害想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生し、被害が最大となる場合、1,351 人の死者、30,756 人の避難者数（避難所内外、1 ヶ月後）、16,719 棟の建物全壊、125.6 万 t の災害廃棄物、20.3 万 t の津波堆積物などが想定されています。

表 1-2 南海トラフ巨大地震による被害想定 (1/3)

項目		愛媛県想定(H25.12)	西予市(H25.12)	
地震名		南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	
地震規模		M9.0	M9.0	
想定シーン		人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	冬深夜4.9m/s 冬18時5.7m/s	
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	48,535棟	
	揺れ	107,554棟	10,342棟	
	液状化	10,642棟	166棟	
	土砂災害	662棟	24棟	
	津波	27,413棟	2,961棟	
	火災	97,357棟	3,226棟	
	合計	243,628棟	16,719棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	1,863箇所	
	自動販売機	389箇所	10箇所	
	屋外落下物	141,651件	14,223件	
死者数	建物倒壊	6,210人	635人	
	屋内収容物移動等	うち364人	うち22人	
	土砂災害	53人	2人	
	津波	8,184人	634人	
	火災	1,585人	80人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時:3人)	0人(冬18時:0人)	
	合計	16,032人	1,351人	
負傷者数	建物倒壊	46,048人	3,887人	
	屋内収容物移動等	うち5,584人	うち319人	
	土砂災害	66人	2人	
	津波	412人	27人	
	火災	944人	26人	
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時:111人)	0人(冬18時:2人)	
	合計	47,470人	3,943人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	1,138人	
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	74人	
	要捜索者	8,596人	661人	
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	39,213人	
	断水人口	直後	1,081,300人	39,213人
		1日後	1,055,933人	39,139人
		1週間後	907,477人	38,808人
		1ヶ月後	392,624人	23,748人

表 1-3 南海トラフ巨大地震による被害想定 (2/3)

項 目		愛媛県 (H25.12)	西予市 (H25.12)	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	16,911人	
	支障人口	直後	558,695人	16,096人
		1日後	465,160人	13,687人
		1週間後	176,300人	5,589人
		1ヶ月後	16,781人	1,127人
停電軒数	電灯軒数	808,261戸	26,647戸	
	停電件数	直後	684,396戸	26,647戸
		1日後	383,730戸	23,594戸
		2日後	274,321戸	18,490戸
		1週間後	40,516戸	3,177戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	27,500回線	
	不通回線数	直後	865,819回線	25,733回線
		1日後	785,706回線	23,702回線
		1週間後	138,614回線	7,178回線
		1ヶ月後	79,599回線	4,334回線
携帯電話不通ランク	直後	—	—	
	1日後	—	—	
	4日後	—	—	
	1週間後	—	—	
ガス供給停止戸数(都市ガス)	供給戸数	74,740戸	14,553戸	
	停止戸数	直後	71,677戸	—
		1日後	70,057戸	—
		1週間後	60,337戸	—
		1ヶ月後	26,068戸	—
ガス供給停止戸数(LPガス)	供給戸数	440,567戸	—	
	停止戸数	容器転倒	14,384戸	556戸
		ガス漏洩	10,110戸	393戸
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	—	
	津波浸水域	31箇所	26箇所(合計)	
	津波浸水域外	197箇所		
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	11.3km	
	津波浸水域	5箇所	0箇所	
	津波浸水域外	747箇所	31箇所	
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	7箇所	
	国際拠点港湾	—	—	
	重要港湾	306箇所	101箇所	
	地方港湾	221箇所	6箇所	
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	
	漁港(1種~4種)	1,008箇所	81箇所	
避難者数(避難所内外)	1日後	436,750人	19,739人	
	1週間後	466,888人	23,715人	
	1ヶ月後	558,902人	30,756人	

表 1-4 南海トラフ巨大地震による被害想定 (3/3)

項 目		愛媛県 (H25.12)	西予市 (H25.12)
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	2,564人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	3,905人
物資不足量	食糧不足量	7,805,399L	193,063食
	給水不足量	7,826,599L	417,615L
	毛布不足量	514,090枚	23,182枚
医療対応力不足数	入院	13,702人	1,107人
	外来	19,936人	2,242人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	2,352世帯
仮設トイレ不足量	1日後	916基	41基
	1週間後	917基	47基
	1ヶ月後	559基	31基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	1,734.1万t	125.6万t
	津波堆積物	686.1万t	20.3万t
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	15人
	台数	1,901台	90台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	62,984人	3,225人
	1週間後	62,704人	3,710人
	1ヶ月後	38,476人	2,414人
人口造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	—
文化財の被災可能性	揺れ	16施設	1施設
	火災	4施設	1施設
	津波	1施設	0施設
孤立の可能性のある集落	農業集落	242集落	87集落
	漁業集落	26集落	14集落
ため池被害	危険度ランクA	657箇所	108箇所
	危険度ランクB	982箇所	103箇所
	危険度ランクC	961箇所	24箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	864隻
	漁場被害面積	68.4km ²	2.9km ²
重要施設	使用可能	869施設	111施設
	一部制限	1,014施設	47施設
	支障有	1,024施設	43施設
農地被害	液状化被害面積	172.6km ²	0.4km ²
	津波被害面積	36.6km ²	0.7km ²
経済被害	直接被害	16.2兆円	—
	建物	11.13兆円	—
	家庭用品	2.83兆円	—
	ライフライン	0.91兆円	—
	交通施設	0.58兆円	—
	その他公共土木施設	0.33兆円	—
	災害廃棄物処理	0.38兆円	—

出典：愛媛県,愛媛県地震被害想定調査,H25.12

第5節 復興まちづくりの課題

本市を取り巻く社会情勢や市街地の現状、被害想定等を踏まえ、大規模災害からの復興まちづくりを進める上での課題を、「まち」、「住まい」、「生業」、「くらし」に分類し、地域別の課題を示したうえで、市全体の課題を示します。

(1) 地域別の復興課題

1) 明浜地域

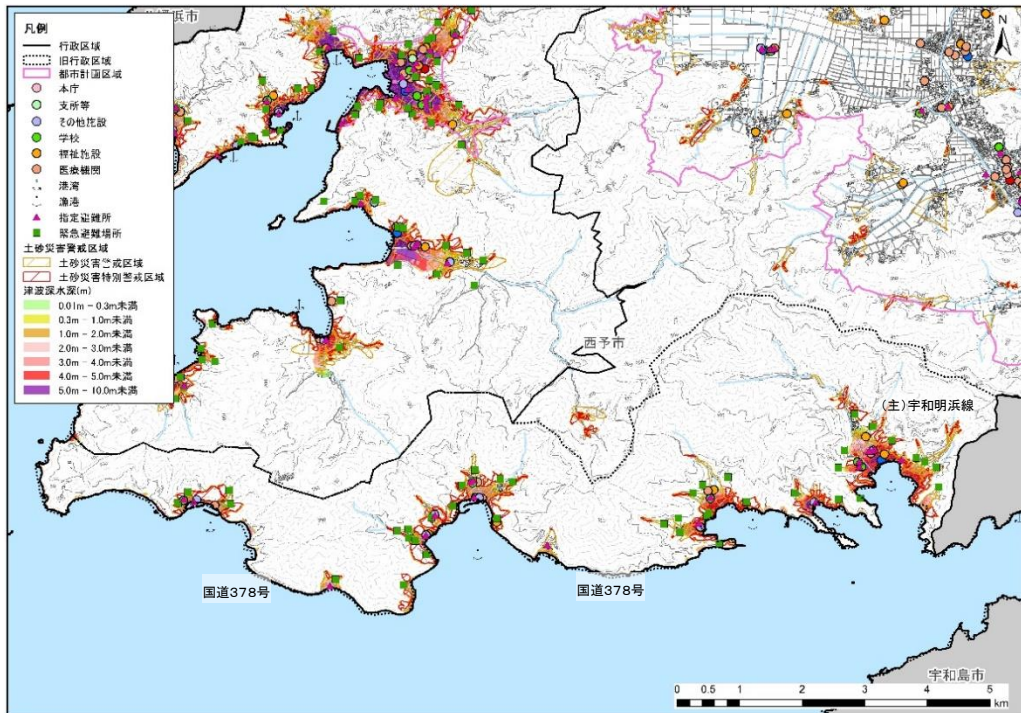


表 1-5 明浜地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波に対し安全な市街地の形成 ● 生活拠点や公共交通の集約 ● 国道 378 号や主要地方道宇和明浜線等の早期復旧 ● 狭あい道路や住宅密集の解消 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により被災した住家の再建 ● 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保 ● 避難所や応急仮設住宅の確保
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁港の再建、漁村集落の復興、事業の早期再開 ● 漁業、柑橘農業の再建
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の再建、授業の再開 ● 保健医療施設、福祉施設の再建 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

2) 宇和地域

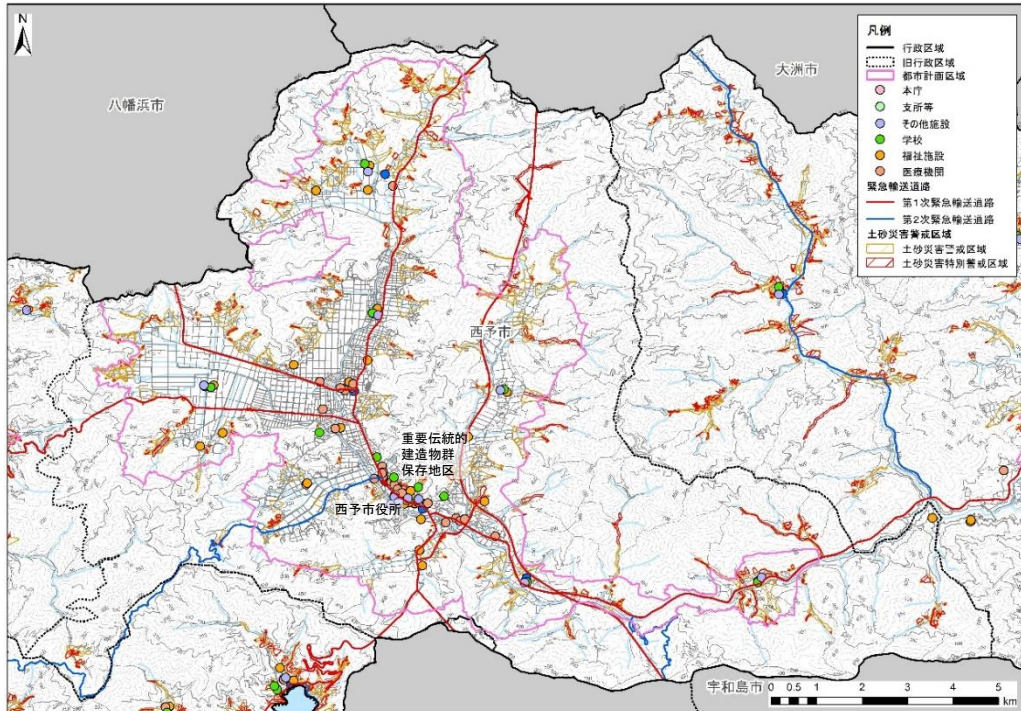


表 1-6 宇和地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 市庁舎や公共施設の早期復旧 ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● 重要伝統的建造物群保存地区の再建 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農地の早期復旧
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

3) 野村地域

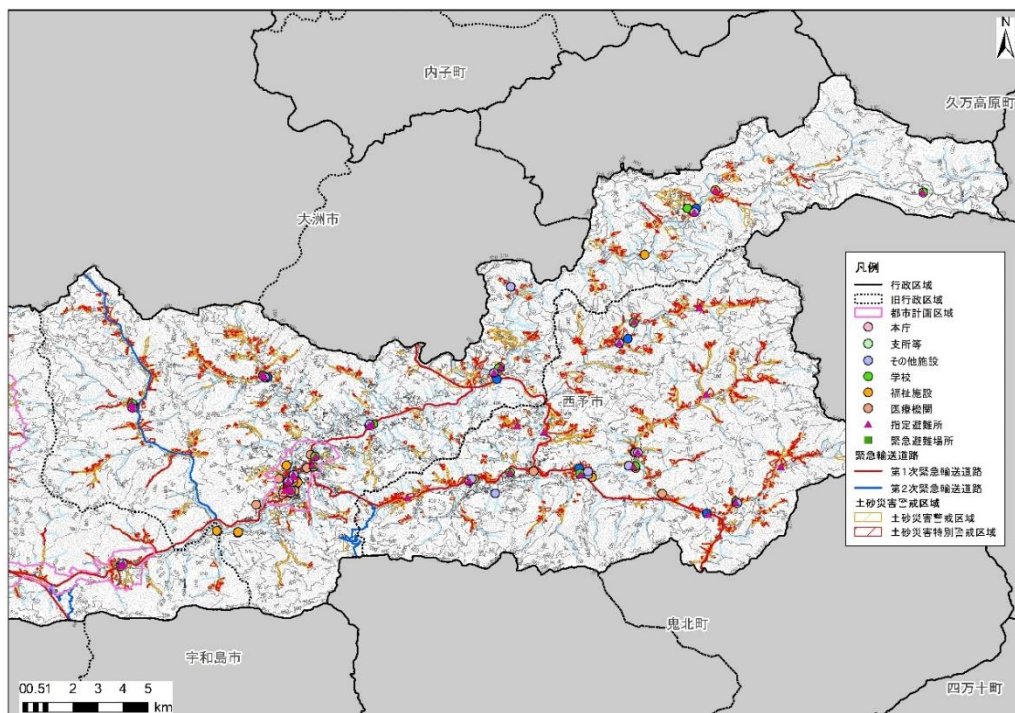


表 1-7 野村地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の早期復旧 ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農業、畜産の再開 ● 観光・交流施設の再生
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

4) 城川地域

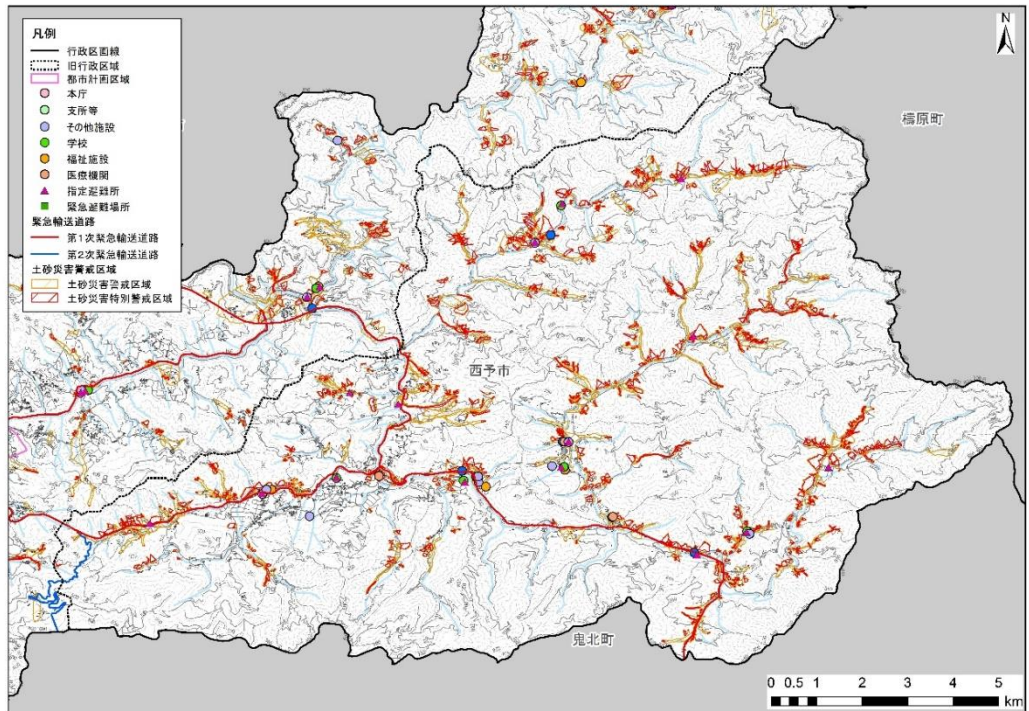


表 1-8 城川地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した道路・河川等の早期復旧 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震により被災した住家の再建 ● 避難所や応急仮設住宅の供給
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 農業、畜産の再開
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、保健医療、福祉の早期再開 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

5) 三瓶地域

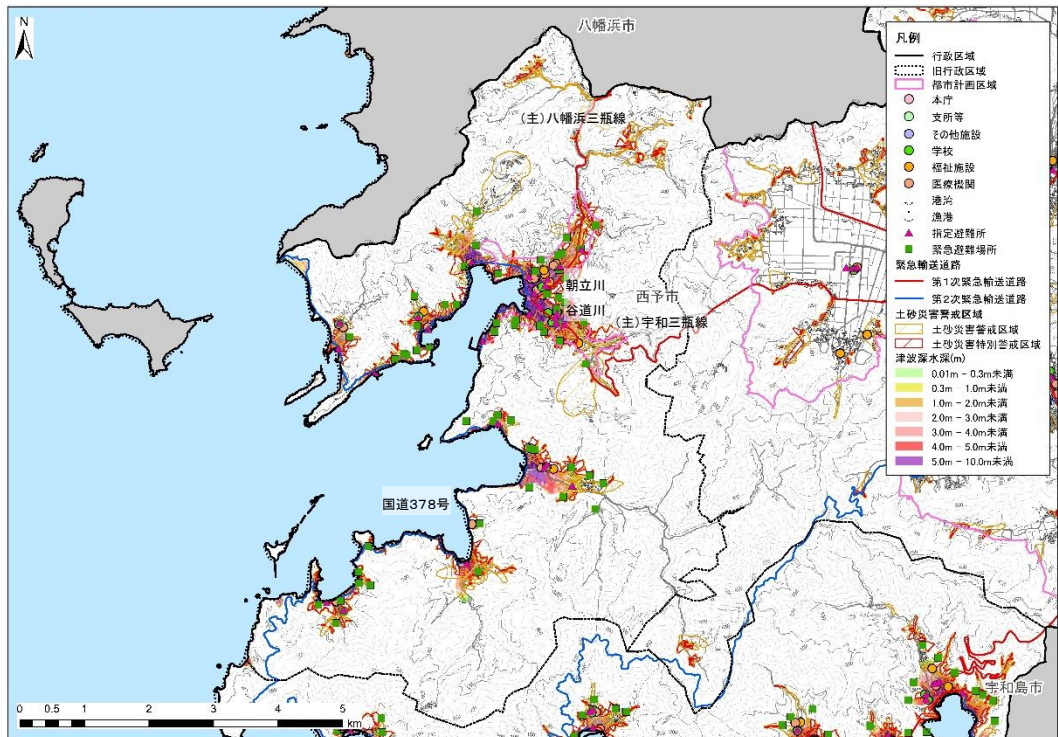


表 1-9 三瓶地域の復興課題

項目	復興課題
まち	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波に対し安全な市街地の形成 ● 公共施設の早期復旧 ● 生活拠点や公共交通の集約 ● 国道 378 号等や主要地方道宇和三瓶線の早期復旧 ● 朝立川、谷道川などの河川の早期復旧 ● 狭あい道路や住宅密集の解消 ● ライフラインの早期復旧
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により被災した住家の再建 ● 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保 ● 避難所や応急仮設住宅の確保
生業	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の早期再開 ● 漁港の再建、漁村集落の復興 ● 漁業、農業、畜産の再開 ● 三瓶港の港湾機能の早期復旧
くらし	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の再建、授業の再開 ● 保健医療施設、福祉施設の再建 ● 復旧・復興期間の行政サービスの継続 ● 公共交通サービスの早期復旧

(2) 分野別の復興課題

1) “まち”に係る課題

地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさは、各地域で異なります。また、土地利用の方針等もさまざまであり、異なる発展に向けた多くの検討事項があります。同規模の災害が再度来襲しても安全・安心なまちを形成するとともに、狭あい道路による居住地の密集解消や生活拠点や公共交通の集約などが課題になります。

- A) 安全な市街地の形成
- B) 生活拠点や公共交通の集約
- C) 被災した道路・河川等の早期復旧
- D) 狭あい道路や住宅密集の解消
- E) 港湾の早期機能回復
- F) ライフラインの早期復旧

2) “住まい”に係る課題

被災後、安定した生活にいち早く戻れるように、応急仮設住宅の整備や住宅の再建・修繕を進めていく必要があります。地震や津波による住家の再建、安全な住まい（恒久的な住宅）の確保、避難所不足による人口流出が課題とされます。

- A) 地震・津波により被災した住家の再建
- B) 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保
- C) 避難所や応急仮設住宅の確保・供給
- D) 地域コミュニティの維持

3) “生業”に係る課題

施設や設備の損壊、従業員の被災等により、地域の産業活動が停滞することが想定されます。早期に産業活動を再開されるための仮設事業所や既存施設の復旧に加え、地域経済を維持するための支援が急務となります。漁港の再建や漁村集落の復興、農業の再建、事業の早期再開、観光の再生が課題とされます。

- A) 事業の早期再開
- B) 漁港の再建、漁村集落の復興
- C) 第1次産業の再開
- D) 観光の再生

4) “くらし”に係る課題

保健医療や福祉、教育など暮らしの根幹となる機能を回復し良好な住環境を整える必要があります。学校の再建や授業の再開、医療、福祉機能の回復、行政サービスの継続が課題とされます。

- A) 学校の再建、授業の再開
- B) 保健医療施設、福祉施設の再建
- C) 復旧・復興期間中の行政サービスの継続
- D) 要配慮者への支援
- E) 公共交通サービスの早期復旧

第6節 復興理念

西予市では、平成30年7月豪雨からの復興にあたり、「西予市復興まちづくり計画」を定め、下記の3項目を基本理念（復興への概念）として位置づけ、復興に取り組むこととしました。

南海トラフ巨大地震からの復興においてもこの考え方を踏襲し、復興に取り組むこととします。また被災後の状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

一つ 寄り添い支え合う

「住まいが無くなった」、「仕事が無くなった」、「大切な人を亡くした」という不安や落胆は計り知れないものです。その不安や落胆を払しょくするには、しばらくの時間がかかることでしょう。だからこそ、人と人が寄り添うこと、支え合うことが必要ではないでしょうか。「あの人はわかってきている」という最後の拠り所が、これからの一歩を踏み出せる勇気となるのではないのでしょうか。

「寄り添い支え合い」ながら復興を推進します。

一つ 一人の100歩より100人の一歩

復興とは専門家が計画するだけで進むのでしょうか。あるいは行政が政策的に進めるだけで上手くいくのでしょうか。また市民だけで復興が可能なのでしょうか。

復興もまちづくりと一緒に、一人の強力なリーダーだけが、一つのグループだけが進めても上手くいくことはありません。市民、行政、専門家、ボランティア、学生等々、多様な主体が複合的に連携して進めることに意義があるように思うのです。「復興に関わることに価値がある」というような思いで、「みんなが手を取り合って歩いていく」復興を目指します。

一つ 何ができるか考える

行政は、ある一定のルールに則り、市民サービスを公平に提供する機関です。したがって、すべての要望に対応することは難しいのが現実です。また、復興に関する多くの支援策は国の方策であり、国が示す基準により支援することになります。しかし、国が示す支援策だけでは対応しきれないことも事実で、何らかの支援や対策を求める声も多く存在します。

それは、地域の支え合いや互助・共助によるコミュニティで対応できる場合もあれば、行政が新たな支援策を提案していくことも必要になります。それぞれの立場で「何ができるのか」を考えていく姿勢で推進します。

出典：西予市復興まちづくり計画,H31.3,p17

第7節 復興の目標

復興目標は、復興まちづくりにおいて関係者が共通認識として持つべき根本的な考えのことです。復興計画策定時には、復興に向けたまちづくりを取り組むため、共有すべき目標を掲げます。

復興目標は、市民の総力をあげて復興に取り組む上で非常に重要なフレーズとなることから、発災後に、市民や関係者等の意見を反映し、決定することとします。また、その際、実際の被災状況や「第2次西予市総合計画」の基本理念、「西予市都市計画マスタープラン」のまちの将来像などをもとに設定します。

【事前復興計画の基本理念（第2次西予市総合計画の基本理念）】

A) 常に危機感

市が直面する課題を常に認識し、危機感を持って取り組み、市民が安心して生涯暮らせるまちづくりを実現する。

B) 常にチャレンジ

将来、安心して暮らせる西予市を実現するために、大胆な政策を中長期的観点から実施し、更なる進化・成長を目指す。

C) 常に一步先行く

ルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を行い、他自治体の先駆者として、効果的な政策を実施することを目指す。

D) 常に市民と共に手を取りあって

市民サービスに重点を置いた政策を実施するため、行政、地域、企業等における「地域内外との連携」を推進し、役割分担とネットワークを構築して、地域の課題解決に協働して取り組む。

出典：第2次西予市総合計画,H3.3,p21

【事前復興計画の復興目標（西予市都市計画マスタープランのまちの将来像）】

豊かな風土を育むまち
～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～

【復興計画の復興目標（目指すべきまちの将来像）】

被災状況に鑑み、市民や関係者等の意見を反映し、決定します

<参考>

西予市復興まちづくり計画で決定した復興目標

2 復興の目標

『復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ』

平成30年7月豪雨で多くの市民が被災し、現在、様々な被害の状況下で生活が営まれています。また、人だけではなく、まち自体も大きな被害を被っており、復旧・復興に向けて様々な取組が進められています。

地域によって異なる被害の状況であったり、復旧・復興に向けた一人ひとりのチカラを“パズル”のピースととらえ、市民や事業者、ボランティア、大学、行政等のみんなで協力しながら、パズルのピースを組み合わせることで、“未来のカタチ”（復興）を目指していくものとします。

メモ：小・中学生から復興の目標（キャッチフレーズ）を募集

復興の目標の検討にあたっては、市内の小・中学校の協力を得て、小学生（5・6年生）と中学生から募集を行い、580人の児童・生徒から626件のキャッチフレーズの提案がありました。

キャッチフレーズに含まれているキーワードをみると、「がんばろう、がんばる、ファイト」や「みんな、全員」、「笑顔、愛顔、スマイル」、「未来」といった言葉が多く含まれており、西予市の復興まちづくりの推進を力強く後押しする提案が行われています。

番号	キーワード	キーワードが含まれた提案数
1	がんばろう、がんばる、ファイト	119
2	みんな、全員	107
3	笑顔、愛顔、スマイル	105
4	未来	85
5	復興	73
6	取り戻す、甦る、治す、立ち直る、元に戻す	64
7	勝て、負けない、負けるな、あきらめない	60
8	歩む、一歩、ひとつずつ	43
9	共に、手を取る、協力、一つになる	39
10	力	32

選考の結果、宇和中学校3年生 石本海風（いしもとみなぎ）さんから提案のありました「復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ」をキャッチフレーズとして選定しました。

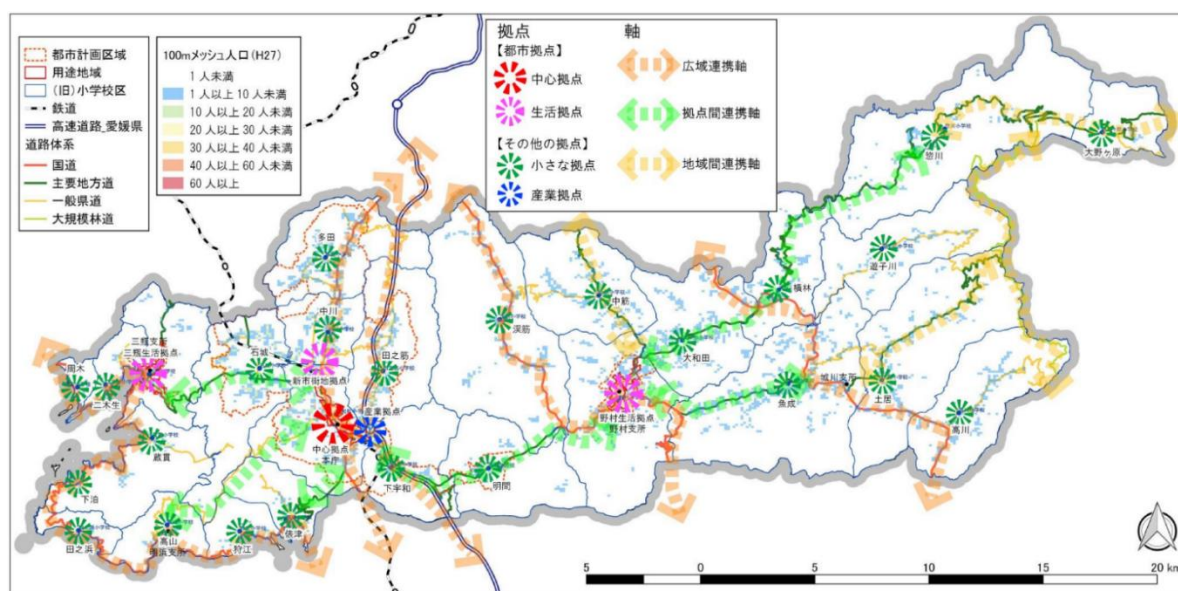
出典：西予市復興まちづくり計画,H31.3,p18

第8節 土地利用に関する基本方針

本市では、「西予市都市計画マスタープラン」に示されている土地利用の方針やまちの構造を基本に、復興まちづくりのゾーニングを定めます。また、発災後には、「西予市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、被災状況や住民意向等を踏まえ、必要に応じて、災害リスクを考慮し、土地利用の基本方針を見直します。

また、市役所やJR予讃線・卯之町駅と駅前の商店街周辺を「宇和中心拠点」、市立西予市民病院が立地し近年人口が微増傾向にある宇和地域市街地の北部を「宇和新市街地拠点」、野村支所周辺を「野村生活拠点」、三瓶支所周辺を「三瓶生活拠点」と位置づけ、これらの都市拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりを目指します。

さらに、都市拠点以外にも、既存集落の中心部等を「小さな拠点」と位置づけ、集落における日常生活を支えるサービス機能の維持等を図ることとします。



出典：西予市都市計画マスタープラン,H31.3,p2-3,2-4

第9節 復興方針

(1) 分野別の復興方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「まち」、「住まい」、「生業」、「暮らし」の4つの課題を踏まえ、復興目標の実現に向けた個別目標と方針を定めます。

1) まち

■ 復興目標

災害に強い安心・安全な市街地・集落の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、再び被災したとしても人命が失われない災害に強い安心・安全なまちの形成を実現します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：安全な市街地・集落の形成

再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。

また、被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。

さらに、土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。

方針2：コンパクトな市街地・集落の形成

集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。

方針3：基幹交通ネットワークの整備

生活道路の機能回復を行うとともに、地域内外の移動の効率化を図るため、道路等の都市骨格の見直し等を国・県と連携し、利便性と安全性を兼ね備えた交通ネットワークの構築に取り組みます。

方針4：密集建物や狭あいの解消

地区計画等の導入により、建築物の構造等にルールを設けること等によって、建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。

方針5：産業・物流の復興

産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。

方針6：ライフラインの早期復旧・強化

水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

2) 住まい

■ 復興目標

恒久的に安全な住まいの整備

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、復旧期までに被災者の住まいを確保します。また、安全な暮らしを確保できるよう、安全な住まいを整備します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：避難期から復興期までの被災者の住まいの確保

被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。

方針2：安全な住まい（恒久的な住宅）の確保

生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。

方針3：避難所の拡充

災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

方針4：地域コミュニティの維持・強化

災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

3) 生業

■ 復興目標

地域の活力を維持し、生活と密接した生業の再建

地域の活力を維持するための産業の再建や生業と生活が密接した第1次産業の再建を実現します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：地域の活力を維持するための産業の再建

被災後、事業者の直接・間接被害に係る調査を実施し、必要な資金需要を把握します。また、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供するとともに、事業の安定化を見据えた物流や販路の整備を実施します。

方針2：生業と生活が密接した第1次産業の再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農林水産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な第1次産業を支援します。

方針3：商工業活動の継続性の確保

商工業者等と連携を図り、仮設店舗等の商工業活動を行える場づくりなど、発災後も商工業活動が維持できる環境整備を推進し、商工業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。

方針4：観光・文化の再生

観光・交流拠点である「伝統的建造物群保存地区」、「乙亥の里」、及び「四国西予ジオパーク」を構成するジオサイトなどの自然資源をはじめ、様々な観光・交流施設の早期再生を行います。

4) くらし

■ 復興目標

良好な住環境の整備

日常生活を行う上で欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとした暮らしの根幹となる機能の確保を実施します。

■ 目標実現に向けた方針

方針1：教育の早期再開

発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。

方針2：保健・医療・福祉施設の早期復旧

被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。

方針3：公共サービスの維持

復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。

方針4：災害時要援護者の支援

災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。

方針5：公共交通サービスの早期復旧

基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組みます。

(2) 地域別の復興方針

1) 明浜地域

【まち】

- 再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。
- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークや近隣市町村である宇和島市との交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。
- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。
- 災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

【生業】

- 被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農林水産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な第1次産業を支援します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。
- 基幹バス、支線バス等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

2) 宇和地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、地域内（明浜町地域、野村町地域、城川町地域、三瓶町地域）の交通ネットワークの見直し及びその強化を行うとともに、近隣市町村との交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。
- 重要伝統的建造物群保存地区の早期再建について、必要な手続きを進めます。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災後、事業者の直接・間接被害に係る調査を実施し、必要な資金需要を把握します。また、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供するとともに、事業の安定化を見据えた物流や販路の整備を実施します。
- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業を支援します。
- 商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行える場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進し、商業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

3) 野村地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や畜産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業・畜産を支援します。
- 事業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行える場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進し、事業者の事業継続を支援するとともに、市民が消費活動を行える環境を形成します。
- 観光・交流拠点である「乙亥の里」や「四国西予ジオパーク」を構成するジオサイトなどの自然資源をはじめ、様々な観光・交流施設の早期再生を行います。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

4) 城川地域

【まち】

- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークの強化に取り組みます。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。

【生業】

- 被災した農道や林道の整備を進め、早期の回復を図ります。また、農地の集積や新たな拠点等における農産物・林産物の販売促進や新たな販路拡大等、持続可能な農業・林業を支援します。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 基幹バス、支線バス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

5) 三瓶地域

【まち】

- 再度来襲する可能性のある津波・高潮等の災害から地域を守る海岸施設等の復旧を国・県と連携し迅速に行います。
- 被災を受けた公共施設について、早期復旧を図るため、必要な手続きを進めます。
- 土砂災害の危険性が高い地域や箇所に対して、さまざまな防災・減災対策を実施します。
- 集約・連携型の市街地を形成するため、西予市都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地・集落特性等に応じた整備を推進します。
- 生活道路の機能回復を行うとともに、市内5つの地域をつなぐ交通ネットワークや近隣市町村である八幡浜市との交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 地区計画等の導入により、建築物の構造等にルールを設けること等によって、建物の密集や狭小な道路の解消を推進します。
- 産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。
- 水道施設や管路等の早期復旧を行うとともに、ライフライン機能の強化を行います。

【住まい】

- 被災前の地域コミュニティの継続に配慮することを前提に、避難所生活から応急仮設住宅・災害公営住宅への移行の際には、被災者が安心して暮らせるよう努めます。
- 生活再建支援金の給付やがれきの撤去等、被災状況に応じた住宅再建支援を推進するとともに、住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置し、より安全な住まいの確保を支援します。
- 災害時、満足に利用できるよう避難所の防災機能を維持・整備するとともに、避難者を確実に受け入れることができるよう、事業者等と連携し、避難所を拡充します。
- 災害発生後にも、地域コミュニティを維持できる住まい環境を確保します。また、集会所等の日常的に集まれる場所を配置し、地域コミュニティの強化を目指します。

【生業】

- 被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。持続可能な農業・漁業を推進するために、農地（みかん畑）の集積や新たな拠点等による販売の促進、漁業集落や施設の早期再建に向けた支援を行います。
- 産業が立地する港湾において、経済復興を実現するために、港湾機能の早期かつ集中的な回復と、産業活動の早期回復と継続を確保するため災害に強い港湾づくりを行います。

【くらし】

- 発災後の教育機能を再開させるため、児童や生徒が充実した学習を行える環境を整えます。また、被災した児童・生徒の心のケアや経済的支援を実施し、健やかな心身の育成に努めます。
- 被災直後の医療ニーズへの柔軟な対応を可能にするため、保健医療・福祉施設の早期復旧を目指します。また、復興に向けた保健医療・福祉機能に係る支援策を検討するとともに、被災後の精神的ケアにも配慮した誰もが健康維持が可能な環境を構築します。
- 復旧・復興期間中も公的サービスの提供を継続するために、防災拠点となる庁舎等の早期復旧、再建に取り組むとともに、国や県と連携し、職員を十分に確保できる体制を構築します。
- 災害時要援護者となる要配慮者への支援として、関係機関との連携を行います。
- 基幹バス、支線バス等の公共交通サービスの早期復旧に取り組めます。

第3章 実現に向けた取組み

第1節 復興の実施に向けて

(1) 発災前の具体的な取組み

「西予市国土強靱化地域計画」(R2.10)をもとに、発災前に取り組むべき事前準備を以下に示します。

1) まち

- 地震発生時に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するために、県と連携して海岸保全施設等の整備・耐震化を行います。
- 輸送路の整備として、国、県等と連携して、緊急輸送道路に指定されている国道・県道・市道、避難路等の整備を行います。さらに、山間部等の孤立対策として、迂回路のない道路については、整備を推進します。
- 都市防災総合推進事業の活用による避難路の整備等について検討します。
- 自主防災組織等の関係組織と連携し、民間施設なども活用した津波避難場所、いち早く高台にのぼるための避難階段などの避難路を検討します。

2) 住まい

- 住宅等の耐震化として、木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。
- ライフライン等の早期復旧として、災害時における協力体制の構築を行います。また、整備計画に基づく耐震化や老朽化対策の推進を行い、水道施設等を強化します。
- 漁港施設等の整備促進として、保全計画書を作成し計画的な対策を推進します。また、漁村再生計画に基づく漁港施設整備を行います。
- 地域コミュニティの活性化として、地域が自ら考えて自由に活用できる交付金により、地域活性化への主体的な取り組みの推進を行います。
- 西予市地域防災計画と整合を図りながら、必要に応じて応急仮設住宅の候補地を見直します。
- 東日本大震災の復興における課題を踏まえ、被災後の用地取得や復旧・復興事業の早期化のため、地籍調査の推進や土地・建物登記簿の相続手続きの適正化等に努めます。
- 西予市空家等対策計画に基づき、空家の把握を進めるとともに、適正管理及び積極的な活用を促す、または著しく保安上危険のおそれがある場合には、除却を検討します。

3) 生業

- 農業生産基盤等の整備として、老朽化の進んだ農業水利施設等の保全対策や基幹的な農業水利施設の耐震化を行います。
- 物流機能等の維持や早期再開をするために、事業所の耐震化や事業継続計画等に関する啓発を行います。
- 応急・復旧対応等における各種の協定の締結を行い、災害時に事業者等との連携を行えるようにします。

4) くらし

- 公共施設等の耐震化として、個別計画の策定に努めます。
- 災害時の医療体制の充実強化として、保健医療施設の耐震化に向けた啓発を行います。
- 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化として、保健衛生マニュアルの定期的な見直しや研修・訓練を実施します。
- 西予市災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、必要に応じて災害廃棄物仮置場の候補地を見直します。
- 地域づくり活動センターと連携し、地域のまちづくりや復興事前準備に関する意見交換の機会を創出します。

(2) 発災後の具体的な取り組み

発災後の復旧・復興段階において取り組むべき事項を以下に示します。

1) まち

- 安全な市街地・公共施設整備のために、復興防災まちづくり方針の作成や基盤未整備地域の整備、災害危険区域等の設定、宅地・公共施設の移転・嵩上げを行います。
- 都市基盤施設の復旧・復興として、道路・交通基盤、物流基地等、公園・緑地、ライフライン施設等の復旧・復興を行います。
- 文化財の再生として、文化財等への対応や災害記憶の継承を行います。

2) 住まい

- 緊急の住宅確保のために、被災住宅の応急修理対策や一時提供住宅の供給、応急的な住宅の供給計画の検討、応急仮設住宅の建設等を行います。
- 恒久住宅の供給・再建のために、住宅供給に関する基本計画の作成や公営住宅の供給、住宅補修・再建資金の支援等を行います。

3) 生業

- 農林漁業の再建を行うために、再建資金の貸付や農林漁業基盤等の再建、防災営農を行います。
- 雇用を維持・確保するために、雇用状況の調査や雇用の維持を行います。
- 中小企業の再建として、再建資金の貸与や事業の場の確保、観光振興を行います。

4) くらし

- 公的サービス等を回復するために、公共施設の復旧や医療・保健対策、福祉対策、メンタルヘルスケアの充実、学校の再開、ボランティアとの連携を行います。
- 地域づくり活動センターと連携し、被災者の支援ニーズを把握し、生活再建支援を行います。

第2節 計画の見直し

本編を実効性のあるものとしていくために、計画に掲げる内容の適宜点検・見直しを図りながら、災害に備えることが重要です。

平常時から、「西予市地震・津波防災訓練」や「津波避難訓練」等を実施し、災害対応を確認するとともに、「行政職員向けの研修」、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」、「防災教育」などにより、行政と市民が一体となって復興事前準備の取組みを進めます。

また、訓練や地域ワークショップの結果のほか、社会経済情勢の変化や防災対策の推進、上位・関連計画（西予市総合計画、西予市都市計画マスタープラン、西予市国土強靱化地域計画、西予市立地適正化計画等）の改定等を踏まえ、計画を見直します。



図 1-14 訓練の実施

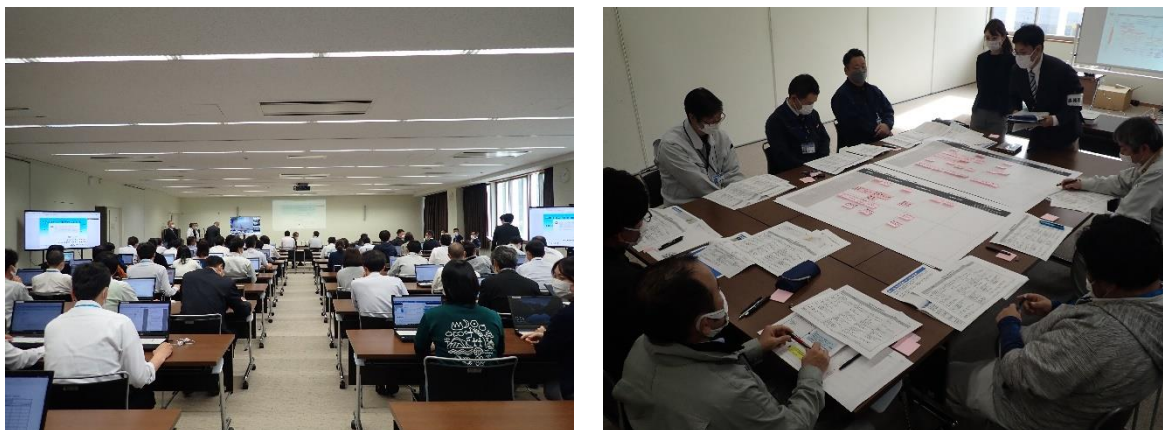


図 1-15 行政職員研修の実施



図 1-16 地域ワークショップの実施

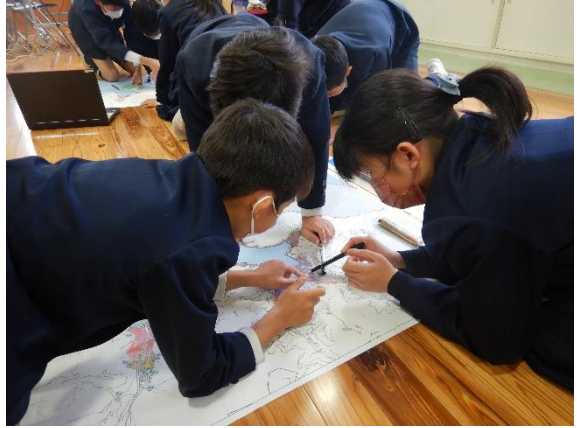


図 1-17 防災教育の実施